

## 商品概要説明書

項 目	内 容
1.商品名	<b>子育て支援定期積金</b>
2.販売対象	「はぐみんカード」を提示した個人(一人1口(=カード1枚につき1件)の契約に限定 (満18歳未満のお子様又はそのご両親、及び妊娠中の方又はその配偶者)
3.取扱期間	2008年8月20日(水)～2021年3月31日(水)
4.契約期間	3年
5.預入(1)預入方法	契約期間内で掛金を分割受入
(2)預入金額	1回当たり1万円以上3万円以下
(3)預入単位	1,000円単位(ただし、申込人の預入事情により100円単位も可とします)
6.払戻方法	満期日以後に一括して払戻し
7.給付補てん備金	・固定金利
(1)適用金利	・当初契約時の店頭表示金利の利回りに年0.05%上乗せをし、満期日まで適用します
(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います
(3)計算方法	計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します
8.税金	・利息には20%の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります ・期間に関わらず満期一括課税扱いです
9.手数料	—
10.付加できる特約条項	取扱可能店舗:「はぐみんカード」発行市に所在する全店舗
11.中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します  初回払込日より解約日までの<期間>  1年未満の場合……………解約日における普通預金利率  1年以上の場合……………約定年利回り×60%  (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
12.金利情報の入手方法	金利は当HP内の金利一覧や店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
13.その他参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ、又は当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象商品です  金融機関が破綻した場合、他の預金と合算して預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されます